

天草広域連合議会会議録

令和5年第3回臨時会

天草広域連合議会

目 次

7月13日（木曜日）

議事日程	1
本日の会議に付したる事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
開会	2
諸般の報告	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
報告第2号から議第17号まで提案理由の説明	2
報告第2号質疑	7
議第17号質疑・討論・採決	7
継続調査について	17
閉会	17

令和5年第3回天草広域連合議会臨時会会議録

1 議事日程 令和5年7月13日（木曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第4 議第17号 令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第5 継続調査について

2 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

3 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 若山 敬介 君 | 2番 桑原 千知 君 |
| 3番 平山 泰司 君 | 4番 松岡 寿 君 |
| 5番 勝木 幸生 君 | 6番 澤井 一富 君 |
| 7番 濱洲 大心 君 | 8番 塩田 真一 君 |
| 9番 何川 雅彦 君 | 10番 野崎 幸洋 君 |

4 欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

5 説明のため出席した者の職氏名（15名）

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 広域連合長 馬場 昭治 君 | 副広域連合長 堀江 隆臣 君 |
| 副広域連合長 山崎 秀典 君 | 会計管理者 本田 一 君 |
| 事務局長 濱崎 正明 君 | 消防長 寺岡 貴章 君 |
| 総務企画課長(兼)会計課長 酒井 孝寛 君 | 環境衛生課長 原田 健一 君 |
| 総務課長 戸村 羊士 君 | 警防課長 山下 伸介 君 |
| 指令課長 青柳 雄二 君 | 中央消防署長 小平 直 君 |
| 北消防署長 竹川 光幸 君 | 南消防署長 宮下 力 君 |
| 環境衛生課施設整備係長 中元 浩輝 君 | |

6 職務のため出席した者の職氏名（2名）

- | | |
|------------|------------|
| 書記 谷端 利則 君 | 書記 黒田 麻莉 君 |
|------------|------------|

午前10時00分開会

○議長（若山敬介君）おはようございます。

定足数以上のご出席でありますので、これより令和5年第3回天草広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりであります。

諸般の報告

○議長（若山敬介君）諸般の報告。

議事に入ります前にご報告申し上げます。

本日、報道各社から議場内の撮影の申出があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

次に、令和5年5月分の例月出納検査結果報告書が提出されましたので、議会行政委員会に保管いたしております。必要な方はご閲覧ください。

また、資料3について、誤字の報告があり、改めて資料配付を許可いたしましたので、ご報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（若山敬介君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、2番桑原千知君、7番濱洲大心君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（若山敬介君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 報告第2号から日程第4 議第17号まで提案理由説明

○議長（若山敬介君）日程第3、報告第2号繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第4、議第17号令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）まで、以上2件を一括議題といたします。

なお、日程第4、議第17号は、先日の議会運営委員会でご協議いただきました結果、委

員会の審査を省略し、本日議決することにご了解をいただいております。

また、質疑の回数は、1議題につき2回までですので、よろしく願いいたします。

それでは、報告第2号から順次提案理由の説明を求めます。

馬場広域連合長。

[広域連合長 馬場昭治君 登壇]

○広域連合長（馬場昭治君）それでは、令和5年第3回天草広域連合臨時会にご報告及びご提案をいたします議案につきまして、ご説明を申し上げます。

今回は、ご報告としまして、繰越明許費繰越計算書についての1件、ご提案いたしますのは、2月定例会におきまして削除、修正されました新ごみ処理施設の施工監理業務委託に係る補正予算1件でございます。

新ごみ処理施設整備・運営事業につきましては、5月30日に落札者を決定して公表し、6月13日付で基本協定を締結いたしております。今後、7月中旬の仮契約を経て、8月定例会に上程予定といたしております。今回の補正予算第2号につきましては、本事業を進める上で必要不可欠な予算であり、改めてご提案させていただいたところでございます。

それでは、順次提案理由を申し上げます。

議案書1ページから2ページ、報告第2号繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、本件は令和4年度天草広域連合一般会計補正予算第4号及び第5号の繰越明許費を、2ページのとおり、令和5年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、議案書3ページから5ページ、議第17号令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

内容につきましては、資料2、補正予算（第2号）の概要で説明いたしますので、資料2をご覧ください。

今回の補正は、新ごみ処理施設の施工監理業務委託に係る施設整備業務委託料の増額補正で、歳入歳出予算の総額を36億5,667万1千円とするものでございます。

まず、歳入でございますが、款1分担金及び負担金で、新ごみ処理施設施工監理業務委託に係る市町負担金967万6千円の増額でございます。

続いて、歳出でございますが、款4衛生費、新ごみ処理施設の施工監理業務委託に係る施設整備業務委託料で、967万6千円の増額でございます。

次に、債務負担行為の概要についてご説明いたします。

新ごみ処理施設施工監理業務委託に係る債務負担行為で、事業期間が複数年にわたりますので、計画的な事業実施を行うため、令和6年度から9年度にかけて総額2億1,236万9千円を限度額として設定するものであります。

なお、本業務の当初予算額と比較した増額の内訳につきましては、資料3に添付しておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

令和5年度当初予算で削除、修正された予算を再度お願いするに当たり、ご指摘いただきました事項につきまして、6月1日に議員皆様に担当者より説明させていただきましたが、改めて私から説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この施工監理業務は、施設の建設から運営計画の策定に至るまで、天草広域連合が要求水準書以上のよりよい施設を整備、運営するために必要となるものです。内容といたしましては、事業者提案を含めて、連合の施設設計に対する意見をプラント事業者と協議する際に、連合側の意向を踏まえまして、専門的な立場から施工及び運営内容を補佐する業務でございます。

次に、工期の短縮の可能性についてですが、この施工監理業務の中で、工期の検討というのは一つの重要な業務であります。この工期について、私の発言から、工期の短縮の可能性があるのではないかとご指摘がございました。このことにつきましては、工期の短縮を行うという方針を示したわけではなく、あくまでも令和9年4月の施設完成、試運転を経て、令和9年7月稼働開始をより確実にしていきたいという思いからの発言でございます。連合から事業者に対し、工期を短縮するようなことは要請いたしませんし、工期短縮による工事費の増となるようなことは一切ないということを明言させていただきます。

次に、松島中継施設において、天草市の一部の地域からの持込みによる広域連合での運営の可能性、そのことによって施工監理業務への影響があるのではないかと懸念が示されました。この点につきましては、根本的に中継施設の整備運営は収集を担う構成市町の業務となりますので、上天草市と天草市において現在協議中であるとともに、今後も継続的に協議を進められるものであります。

改めて申し上げますが、天草広域連合で松島中継施設を運営していくことは考えておりませんし、中継施設の最終的な整備方針は、新ごみ処理施設の運営方針に合わせて決定されるものでございますので、新ごみ処理施設の施工監理業務に影響することはございません。

次に、中継施設や新施設に係る国庫補助の懸念も示されました。このことにつきましては、入札公告済みである本事業については、熊本県を通じて国から入札公告を中止する必要はないと回答を得ています。よって、その懸念はそもそも当たらず、現計画について予定どおり進めることが最善であると考えております。

次に、特別目的会社、SPCと灰の資源化に関して、事業者からの質問により、条件が緩和され、事業者決定後に協議するというところで、灰の資源化が安定的に行われたいのではないかとのご指摘がございました。特別目的会社、SPCにつきましては、今回のご提案で設立されることとなっております。

次に、灰の資源化については、当初、事業者責任において運営期間の約20年間、灰の受入先の確保と資源化を前提としておりましたが、灰の資源化の現状や他自治体の灰の資源化業務に関する事例を参考に、連合が担うべき一般廃棄物処理に関する責任を踏まえなが

ら検討した結果、事業者の責任度合いを緩和することで、より応札しやすくすることといたしました。提案型の入札において、入札手続期間中に行われる事業者との質疑応答の中で、事業者の意見に応じることは、応札の門戸を広げる意味で違法性はなく、適切な対応で瑕疵はなかったものと考えております。

なお、落札者からの提案は、今後の灰の資源化の受入先の確保につきましても、5年間の資源化先の確保と、社会情勢の変化等により新たな資源化先が必要となった場合は、連合と協力して資源化先を確保することを落札者からの提案にも明記されており、この施工監理業務における運営計画策定協議の中で、連合、事業者によるより強固な協力体制の下、現計画にのっとり、新たな最終処分場の建設を必要としない計画となるよう進めてまいります。

また、予定価格について、基礎となった見積りが古く、積算根拠に問題があり、地元経済が潤う配慮が必要とのご指摘もございました。予定価格につきましては、事業者選定委員会で十分ご審議をいただき、一定程度の物価高騰も考慮した内容となっております。結果的に、この価格に応札者があり、地域の企業も参加していることを確認しておりますし、事業者からの提案でも、地元企業には各工事の発注段階で無理のない単価、工事内容で工事を請け負っていただくとのことですので、予定価格の算定は適正であったと判断しております。

最後に、大きな投資をする以上、ビジョンを明確化すべきとのご指摘もございました。この点につきましては、公表しております要求水準書こそが新施設の在り方、ビジョンであります。

なお、提出された提案書につきましては、専門家の意見を踏まえた上で、連合にてこの要求水準（ビジョン）を上回っていることを確認できておりますので、ご指摘には当たらないと考えております。

以上、これまでのご指摘に対する見解を申し上げます。今回、再度上程する施工監理業務委託に係る予算につきましては、要求水準書、そして事業者選定委員会からの審査講評に示された事項を踏まえ、天草広域連合が望む新ごみ処理施設の施設設計、建設を円滑に進めるとともに、施設の安定的な稼働を目指した運営計画を策定するための大変重要な予算となります。

この新ごみ処理施設の計画は、平成24年度から始まり、実に11年を経過しております。建設予定地の変更を余儀なくされましたが、前中村連合長の強い信念と地権者並びに立浦観音地区の皆様方の、天草地域のためならばという深いご理解により、二度とごみ処理施設は建設しないとの協定を破棄して、建設に同意していただいた、その皆様方の思いを考えますと、この施工監理業務を含め、事業が円滑に進むことこそが最善であると信じております。

議員皆様におかれましては、慎重なご審議とご判断をお願いし、長くなりましたが、提

案理由とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（若山敬介君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ここでお諮りいたします。

日程第4、議第17号は委員会の審査を省略し、本日議決いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。

○議員（桑原千知君）議長、質疑に入る前によかですか。

○議長（若山敬介君）はい。

○議員（桑原千知君）質疑に入る前に発言していいですか。

○議長（若山敬介君）何についてですかね。

○議員（桑原千知君）質疑に入る前に、発言してよろしゅうございますか。

○議長（若山敬介君）どうぞ。

○議員（桑原千知君）この議会というのは、これは議長にも連合長にもお尋ねしたいんですけど、話をどんどんされたもんだから、途中で私も切るのも考えて、最後まで言わせましたけど、議会におたくのというか、広域連合長が上程する中で、議案説明をすることであつて、自分の思ひをここで述べる部分というのは、また場所が違ふんじやなかろうかと私は聞きながら思つたつですけど。その辺の考え方が私には意に沿わぬ部分があるんですけど、執行部としてはどういふ考えで、そこまでまだ議論もしていないのに、いろいろ入札の件とかなんとかと、この議案説明だけの話の中での議会を進めるべきじやなかつたつですか。それは、どういふような見解でおられますか。

○議長（若山敬介君）馬場連合長。

○広域連合長（馬場昭治君）お答えいたします。

今回の議案提案につきまして、この新ごみ処理施設施工監理業務委託ということを一本今回提案させていただきます。そのことについて、前回削除、そして修正をされましたので、そのときに申し上げられました提案理由について、しっかり今回説明をさせていただきます。今回、こういうことで今回の提案をさせていただきますという提案理由を述べさせていただきますわけですので、そのことをご理解いただきたいというふうにお思ひしております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）2番桑原千知君。

○議員（桑原千知君）先ほどの全協あたりで話をした部分の中で、私はそのままこれを説明して終わるかと思つたけど、あそこではそこまで言ひもせん、ここで言ひすもんだけん、何でかなと思つて、素朴な疑問ば言ひたもんだけんですね。こういうふうなやり方というのは、普通通つとやろかなと思ひますとですよ。だから、会議の在り方として、これでいい

もんか、その辺が広域連合の場合はいいというごとであれば、それで結構ですけど、私には違和感を感じますので、意見を言わせていただきました。

以上です。

報告第2号質疑

○議長（若山敬介君）それでは、まず日程第3、報告第2号繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ほかに質疑がなければ、次に進みます。

議第17号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）次に、日程第4、議第17号令和5年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑の通告があつておりますので、これを許します。

7番濱洲大心君。

○議員（濱洲大心君）これは着座のままいいんですか。登壇。

それでは、議第17号新ごみ処理施設の施工監理業務委託の件についてでございますけれども、2月定例会において提出された施工監理委託料は、4年間で1億9,300万円でありました。ところが、今回計上なされている施工監理委託料は2億1,237万円と増額になっておりますが、まずその理由をお伺いいたします。

そして、2点目、この施工監理委託料の業務内容はどういうものなのかをお聞かせ願います。

3点目が、施工監理委託料が5月の定例会ではなく、今回、7月の臨時議会に上程された理由をお聞かせ願います。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）環境衛生課長の原田です。よろしくお願いたします。

お答えいたします。

最初に、委託料の増額理由でございますが、1つ目に、令和5年3月期における労務単価の改正に伴う人件費の増があります。

2つ目に、先日処理方式と併せて落札者が決定したことを受け、技術提案に基づく業務内容の精査を行うとともに、選定委員会からの審査講評にあります7つの提言を含む調整確認や、施設運営時において最大限の活用を検討する必要が生じたことから、増額となったものでございます。

なお、業務内容につきましては、支援業務受託者のコンサルタントに精査をお願いし、

再構成をいたしております。

次に、今回の施工監理業務の内容でございますが、新ごみ処理施設の建設において、技術提案書に基づいた設計図書のとおり実施されていることを確認し、修正事案があれば協議する業務であり、技術性の高い工事において実施いたします。また、事業者提案を含めて連合の施設設計に対する意見をプラント事業者と協議する際に、連合側の意向を踏まえて、専門的な立場から施工及び運営内容を補佐する業務であり、重要な位置づけであります。現在、当連合には専門知識を有する職員が不在のため、施工監理業務委託は必要不可欠であります。

最後に、本7月臨時会での上程理由ですが、8月定例会において工事請負契約案に関する議会承認を上程いたす計画としておりますので、これに合わせて施工監理業務委託の契約を行うために、約1か月半の入札期間を考慮したものであります。また、議会からのこれまでの指摘事項については、入札が終わり、落札者決定後の6月1日の議会勉強会において説明させていただいた上で、今回上程することといたしましたものでございます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）7番濱洲大心君。

○議員（濱洲大心君）それでは、2回目の質問に入りますけれども、2月定例会において、この1億9,300万円で議会で可決された場合、今回は増額になっているんですけども、その場合は今回どういうふうな対応を取られる予定だったのか。また、今回の補正予算が、これが否決をされた場合です。今後の対応とスケジュールはどのようになるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）お答えいたします。

まず、当初予算で可決されていた場合の対応につきましてですが、本施工監理業務委託料を可決されていた場合としましても、本年3月期の労務単価改正の対応につきましては、5月臨時会での増額補正予算の上程、また事業者選定委員会の提言に伴う業務内容修正の対応につきましては、今回のように臨時会をお願いし、補正予算を上程する予定でございました。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）事務局長。

○事務局長（濱崎正明君）事務局長の濱崎でございます。

今回否決された場合の対応等につきましては、私からお答えをさせていただきます。

今回の提案を否決されるということは考えておりません。ただ、仮にそうなった場合、正副連合長会議、また必要であれば構成市町担当課長会議を早急に開催し、その後の対応を協議し、決定をしまいたいというふうに思っております。最終的には、契約の上程を予定しております8月定例議会がタイムリミットでございます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）次に、4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）ただいまの同僚の議員と質問が重複する箇所もありますけれども、よろしくお願いたします。

1つ目ですけれども、予算の増減理由で確認したいことがあります。

事業者提案について、事業者選定委員会による先ほどの7つの提言を踏まえ、内容も含んだ結果も増額の要因であります。しかしながら、事業者提案はあくまでも要求水準書以上の内容を自主的に提案したものであるため、その自主的な行為に対する提言、言わばより実効性を持たせるために、連合の施工監理も増額しなければならないというのは、どのような整理になっているのでしょうか。提案事項に対する責任の所在にもなっておりますけれども、今回のように、費用負担を含めてどこまで連合が連帯して責任を負うようなことになっているのか。また、全国でゴミ処理施設の建設を実施されている自治体が、全てこのような理由で増額補正をなされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）お答えいたします。

今回の選定委員会におきましての提言で特に強く言われておりますのが、資料3でもございますけれども、まず2番の最終生成物の資源化について、特に確実な業務遂行を強く望むということと、3番の見学者学習機能についての最適化に努めるということ、また5番、5つ目の年間の総売電量をさらに増加させ、送配電事業者との協議調整を行い、最適な計画の検討を行うこと。最後の7番目につきましての新設、稼働時期の間に中継施設数か所で整備される計画から、ゴミ受付及び搬入管理に対し柔軟に対応するよう配慮すること等が強く求められている要因でございます。

このことも踏まえた7つの提言を含む調整確認や、施設運営時における最大限の活用を検討するというにおきまして、今回増額させていただいたものでございます。

また、全国での数は、申し訳ありませんが、調査をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）それでは、2つ目の質問に入ります。

仮に施工監理業務委託を発注するとした場合、この7つの提言の詳細について知っているのは、現在事業者選定の支援業務委託を受注しているコンサルタントだけです。また、この業務委託を精査し増額したのも、このコンサルタントになろうかと思えます。このコンサルタントと、予算額約2億1,200万円の随意契約になるのでしょうか。それとも、競争入札になるのか。また、競争入札を行う場合ですが、この7つの提言の詳細は事業提案書を見ないと分からないと思えますけれども、一方で執行部が言うには、提案書には著作権が存在している、開示もできないとのことも多くあるとのことで、事業者選定業務を受

注している業者以外の業者は、その7つの提言の内容をどのようにして把握するのでしょうか。情報を開示できない場合、公平な競争入札になり得ないと思いますけれども、そのあたりの見解をお尋ねいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）お答えいたします。

まず、今回の施工監理に関します発注方法につきましては、廃棄物処理施設の整備、運営に関する専門的な施工監理業務となることから、地方自治法第167条11、第2項の規定に基づく資格及び実績を有する事業者を選定する必要があると考えております。そのため、この2つの条件に該当し、かつ構成市町へ指名願を提出している事業者により、指名競争入札を実施する計画といたしております。また、入札に先立ちまして、仕様書を作成しますので、その中で業務内容等につきましては公表するようになりますので、当然公平的な指名競争入札ということで考えております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

事前に申し上げますけれども、討論におきましては、複数名からの申出があつておりますので、まず反対討論、次に賛成討論、反対討論、賛成討論、この順番で行わせていただきます。

まず、原案に対する反対の討論はありませんか。

8番塩田真一君。

○議員（塩田真一君）前ですかね。

○議長（若山敬介君）前で。

○議員（塩田真一君）8番塩田真一です。

議長のお許しをいただきましたので、議第17号天草広域連合一般会計補正予算を、残念ながら否決せざるを得ないという立場で討論いたします。

なお、新ごみ処理施設整備運営事業そのものを否定するものではなく、よりよいものであつてほしいという立場であることをあらかじめ申し添えます。

新ごみ処理施設整備事業は、天草管内の複数のごみ処理施設を一つのよりよい施設に集約するために進められてきました。これまでの議論を通しまして、その整備方針というのは、天草に最終処分場を建設しないなどをはじめとした、前連合長のお考えを今日まで引き継いだものであると考えています。我々議会も前連合長の方針に賛同し、また執行部もこれまでこの方針実現のため、事務を進めてきたものと理解をしておりました。しかしな

がら、こうした中で、一事業者の意見によって前連合長の方針を形にした灰の引受先の確保に関する条件は緩和をされ、しかも2月定例会などを通じ、執行部はこの条件について、正しく理解をしていなかったことが判明いたしました。もし、執行部がこの条件を正しく理解し事業者の意見に対応していたら、このような条件緩和というのは行われなかったのではないかと、違った結果になっていたのではないかと考える次第です。天草の2市1町の全てが最終処分場の建設に否定的である中、執行部の事実誤認によって、この事業における最重要項目であった灰の引受先確保の条件が緩和されたというのは、議員として重く受け止めなければならないと考えております。

執行部の考えは、要求水準書こそが理想、それを満足していれば十分ということになるかと思えます。しかし、執行部自体が最重要項目であった灰の取扱いに関する内容を正しく理解していなかった、そして事業者の意見に応じてしまった、それは要求水準書の基になった天草のごみ処理の将来像、理想が曖昧になったということにほかならないと考えております。2月の議会で、この灰の取扱い条件の緩和は、事業者に寄り添うものではないのか、事業者の言いなりになっていないか、要求水準書を満たせば提案は何でもいいわけではない、そのあたりの整理が必要ではないのかと、執行部は説明を求められてきたはずですが、しかし、6月1日の執行部の説明内容は、これまでと同じ趣旨の現有施設の運営実績などを踏まえ、新施設の在り方を検討している、その検討結果を取りまとめたのが公表している要求水準書で、ビジョンというものです。その考えに変わりがないのであれば、2月定例会で執行部は、現施設の問題、天草のごみ処理の課題の整理は今後協議するという趣旨の回答をしておりますが、矛盾しているのではないのでしょうか。どのようにして、あるいは要求水準書のどこのどの部分に現施設の問題、天草のごみ処理の課題が反映されているのでしょうか。今まで、執行部はその一つでも、例示をして説明したことはありましたか。執行部は、十分に説明責任を果たしていないと感じております。執行部の過去の答弁から、執行部はごみ処理の課題などは事業者が決まってから整理をすればいい、そう考えているのではないかという印象を受けておりますし、もしかしたらそうお考えの方もいらっしゃるかもしれません。しかし、それを許容してしまえば、それらを反映させたであろう要求水準書を否定し、さらにそれを基にして作成された事業者提案すら否定するようなこととなります。ただごみ処理施設を造ってしまえばいいということになると私は考えております。

この施工監理業務は、理想を形にした要求水準書に沿った理想のごみ処理施設を整備するための業務です。灰の引受先確保の条件を誤認した上で事業者に譲歩し、さらに要求水準書全体の作成の過程や考え方が曖昧であることは、根っこの部分が曖昧になったということです。これでは、昨年7月に理想をかなえるために可決した事業予算は何だったのか、そして何より適切な施工監理は実現しません。

残念ながら、現段階において議第17号天草広域連合一般会計補正予算は予算化できない

として、私の討論を終わります。

○議長（若山敬介君）以上で8番塩田真一君の討論を終わります。

次に、原案に賛成の討論はありますか。

7番濱洲大心君。

○議員（濱洲大心君）議第17号一般会計補正予算、衛生費、新ごみ処理施設の施工監理業務委託について、賛成側の討論を行います。

新ごみ処理施設事業は、天草管内の5か所のごみ処理施設を1つにまとめるという大きな目的で、平成24年に天草市有明町に建設する計画からスタートいたしました。途中、建設予定地の地盤が軟弱であることが判明し、建設地の変更を余儀なくされました。そのような中、大きな決断をしていただいたのが、楠浦町立浦観音地区の皆様でございます。その期待に応えるべく、連合長をはじめ、執行部はこれまで協議、事務を進め、昨年7月臨時議会において、構成する市町議会では負担金の同文を議決し、連合議会は事業予算を可決し、新ごみ処理施設の整備を着実に進めることは、我々議会、執行部共に一致していたはずだと受け止めております。

こうした中、本年2月議会定例会において、令和5年度当初予算から施工監理業務委託費が削除されました。このことは、本事業を事実上ストップさせることであり、町民、市民の方が望んでいられることとは思いません。また、前回の施工監理業務委託費削除の提案理由の中で、同僚議員より、事業が先延びすることは、各市町のごみ処理の在り方を見詰め直す時間となるとの発言もございました。いたずらに事業を引き延ばしすれば、天草管内5か所のごみ処理施設に係る維持費、改修工事、老朽化も進んでおる中で、何十億円という経費が発生いたします。また、事業計画も了承を得て国の交付金も確定しておりますが、先延ばしとなれば、この交付金も今後どのような扱いになるのか分かりません。そして、何よりも施設の建設を受け入れていただく地元の皆様への思いがあります。まずは、そのことが優先されるべきであり、ごみ処理の在り方を見詰め直すというのであれば、工事に着手して、これからの4年間の間で2市1町にて議論をしていき、努力し、最適な在り方を見つけ出していけばよいことであり、施設の建設を止める理由にはならないと考えております。

現実に目を向けてみれば、近年物価の高騰や労務単価の増額で、工事費も上昇しております。昨日の新聞にも掲載がございましたが、ごみ処理施設ではございませんが、大阪万博の会場整備事業においても、工事費や業務委託において落札額が当初の予定価格を超えたケースが9件発生しております。合計66億4千万円の増額となっております。資材価格の高騰や人手不足が要因と見られる入札不成立で、予定価格の引上げが相次いだようでございます。今後、ごみ処理施設の建設が延期されることになれば、建設に係る費用も増額になることは明らかでございます。それだけ、2市1町の財政負担も大きくなるわけです。果たしてそれが、2市1町の住民の方が望んでおられることなのか。平成24年からス

タートした計画、既に11年が経過し、老朽化が進む施設を抱えている中で、一日でも早い新施設の整備事業こそが2市1町の住民誰もが願うことではないかと捉えております。議員の皆様におかれましては、どうかそのところを熟慮の上、賢明なご判断をお願いいたします。

以上で私の賛成討論を終わります。

○議長（若山敬介君）これで7番濱洲大心君の討論を終わります。

次に、反対討論はありますか。

4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）4番松岡寿でございます。

議長のお許しがありましたので、議第17号令和5年度天草広域連合一般会計補正予算について、否決、見送るべきという立場で討論をいたします。

なお、新ごみ処理施設整備事業や施工監理業務そのものを否定するものではなく、天草の地域の実情に応じたよりよいものであるべきという立場から、改めて申し添えておきます。

新ごみ処理施設施工監理業務の予算は、本年2月の定例会において、令和5年度一般会計当初予算から削除をされた予算であります。2月議会において指摘された事項について、去る6月1日、執行部より説明が行われました。しかし、仕様書、いわゆる要求水準書、そしてその根底にある連合の掲げたビジョンが揺らいでいるのではないか、その疑問を払拭できないと考えております。その一連の説明でありましたが、灰の引受先の在り方について、執行部の判断で事業者提案を受け入れた結果、資源化施設、最終処分場を含めた灰の引受先の確約年数は、20年から5年へと短縮されました。残り15年は、広域連合と事業者の協力期間という条件に変更されたことは、皆様ご承知のとおりです。そして、変更前の灰の引受先、確約年数20年という条件は、天草地域の最終処分場を巡る過去の経緯、建設地である立浦観音地区の地区内に最終処分場は建設しないという協定、新ごみ処理施設を受け入れてしまっっては、最終処分場も受け入れないといけないという立浦観音地区の皆様の不安を払拭するために中村前連合長が掲げられた、天草に最終処分場は造らないという方針をより確実にするための条件であったことは、皆さんもご存じのことと思います。しかし、2月議会の答弁、そして6月1日の議員説明会を通じて改めて明らかになりましたが、この変更前の条件について、執行部は資源化施設を20年間確保と誤った理解をしておりました。執行部は、灰の資源化は厳しい局面にあるから、緩和しようというような趣旨の発言をしておりましたが、そもそも変更前の条件も、15年間は天草外の最終処分場へ搬出することを認めておりました。それは、十分にその状況を考慮したものであったわけです。天草に最終処分場を造らないという中村前連合長が掲げたこの事業の核心を確実に実行するための条件を、あろうことか誤った理解の下で執行部が変更したことは、事実上事務処理ミスと言っても過言ではないと考えております。そして、中村前連合長の

立浦観音地区の皆様への不安に寄り添おうとされた思いが、うまく引き継がれていないのではないかと懸念をしております。

私自身、立浦観音地区の皆様への施設の視察をはじめ、ご一緒する機会はとても多くありました。その中で、最終処分場は、今度は造らんとやろうもんなどか、造らんでほしかという話もありましたが、いやいや、今度の施設では、灰は安定的に天草の外に出しますから、安心してください、そういうやり取りをその度々繰り返してまいりました。昨日のことのように覚えております。さらに本年2月の定例会でも申し上げましたが、広域連合自体が最終処分場をはじめとした灰の受入先の確保に苦慮していました。そういう過去を踏まえれば、最終処分場を建設することの難しさ、灰の受入先を探すことの難しさを誰よりも知るのには、ほかならぬ広域連合執行部であるはずで、民間ノウハウをフル活用して、灰の引受先を確保できる、変更前の条件は広域連合自体も望んでいたことではなかったでしょうか。それこそがビジョンというべきものではないでしょうか。法的事項に抵触していないことが前提であるならば、なぜ一事業者の意見によって、この事業の中村前連合長が示された方針、執行部自身の思いを曲げる必要があったのでしょうか。あえて天草のごみ処理の在り方を不安定化させる必要があったのか、なぜ執行部はこの条件を誤った認識でいたのか、私には理解できません。また、引受先の確保義務と協力という大きな差のある行為に同様の対価を支払うことが、そもそも予算執行が適切なのか、適当なのかという疑問もございます。このような事業の核心とも言える条件ですら誤った認識でいたわけですから、事業者から寄せられる入札、契約条件に関する数百の質問、それに対してその内容を正しく理解し、連合の方針を見失うことなく執行部が適切に対応できていたのか。コンサルの専門家に極度に依存し、連合の立場や考えが十分に反映されていないのではないかと。大いに疑問があります。

これまで執行部は、要求水準書によって連合のビジョンは満足していると答弁しておりますが、2月議会での修正の趣旨は、このように事業者の意見に必要以上に譲歩していないか、その結果、そもそもその要求水準書、ビジョンが揺らいでいるのではないかと、そうでない説明責任を果たすべきではないかということでもあったはずで、しかし、執行部は詳細内容を示すことなく、中村前連合長の絶対方針を誤った認識、もはや事務処理ミスで変更したことがどう影響するのか。その対処案についても説明がありません。繰り返されるのは、要求水準書がビジョンだと繰り返し、それで満足をしているということだけで、同じ趣旨の答弁を繰り返すことが、立浦観音地区の皆様をはじめとした天草島民に対する事業全体の説明責任を果たしたと言えるのでしょうか。

施工監理は、2月議会と同僚議員より意見がありました。連合がこの事業にかけるビジョンを形とするための重要な業務です。そして、このビジョンは、これまでの天草のごみ処理の歴史、そして立浦観音地区の皆様への歴史、思いが根底にあると私は信じておりますし、そうでなければと考えております。しかし、執行部がこの事業の核心を誤った認識で

いた事実は、予算を執行する正副連合長以下執行部が、そのビジョンを的確に捉えることができなかつた現れではないでしょうか。このような状態で、施工監理はできるのでしょうか。もはや、ビジョンを実現するための施工監理を議論する以前の問題だと思います。

馬場連合長はご存じではないかもしれませんが、中村前連合長が立浦観音地区の代表者の方におっしゃっていたのは、ただごみ処理施設を造ることはございません。天草の地域の実情に応じたよりよいごみ処理施設の建設です。そして、中村前連合長は、このよりよいごみ処理施設の建設を自分自身でかなり気に入っていらっしゃいました。馬場連合長の就任以降、中村前連合長の方針を変更されたのであれば別ですが、基本的な方針は変わっていないはずです。これまで事業者の意見によって、執行部は多くの条件を変更しております。その全てが、灰の条件同様、誤った理解の下に変更されていないか、そして中村前連合長の下に掲げた5つの整備基本方針と照らし合わせたとき、その実現をより確実にするものになっているのか。灰の引受け条件を誤認していた事実は、入札期間中の条件変更を含め、執行部のこれまでの事業の進め方や契約体制の総点検が必要であることを示していると考えております。そのため、残念ながら現時点において施工監理業務は予算化できないと判断いたしまして、議第17号令和5年度天草広域連合一般会計補正予算は否決をせざるを得ないということで私の討論といたします。

○議長（若山敬介君）以上で4番松岡寿君の討論を終わります。

次に、賛成の討論はありますか。

6番澤井一富君。

○議員（澤井一富君）議席番号6番澤井一富でございます。

今回の執行部提案、議第17号について、賛成討論をさせていただきます。

私も連合議員として1年余りの経験しかありませんが、2市1町のごみ処理問題については、深い関心を持って議員活動を行ってまいりました。中村前連合長の時代から、焼却場問題に真摯に向き合ってこられたことは、周知の事実です。一度、有明町に建設予定であった場所が、地盤の不適正を理由に白紙に戻ったときに、議会で泣きながら報告されたことを同僚議員から伝え聞いております。そして、再度現在の楠浦町に建設をお願いされたことは、到底考えが及ばないようなご苦労があったと推察します。また、そのことをご了承いただいた地元の方々には、本当に感謝いたします。前中村連合長も、一年でも一日でも早く、ごみ処理場建設の取組を進めていただきたいと考えておられたと思います。

建設工事の事業者選定までのプロセスを考えますと、選定委員会を基本として、執行部におかれては並々ならぬ苦労があったと思います。しかし、適正な事務処理を経て、やっと契約寸前までこぎ着けました。私が所属する天草市議会においても、何人もの議員から、連合議会における議案の賛否について質問をされます。2月議会において、今回提出された施工監理業務委託費が一度否決された際には、執行部の詳細にわたる説明がなされていないような気がしたのも事実です。しかし、何度も説明を受けているうちに、この事

業を早く進めなければならないこと、2市1町の住民の皆様に対して、安心・安全なごみ処理場問題の解決を図っていかなければならないと強く感じております。今後、事業進捗に遅れが出るようなことになれば、莫大な経費の増額を2市1町が負担し続けなければなりません。また、その負担を2市1町の住民に強いることになることは明らかです。そんなことがないよう、本日提案された議案を了承して、速やかな業務遂行が図られることを望みます。本日の判断が、天草島民に対して暗い影を落とすことがないよう、賢明なご判断をお願いして、私の賛成討論といたします。

○議長（若山敬介君）以上で6番澤井一富君の討論を終わります。

全ての討論が終わりましたので、以上で討論を終わります。

○議員（野崎幸洋君）議長、賛成討論があります。

○議長（若山敬介君）10番野崎幸洋君。

○議員（野崎幸洋君）10番議員、野崎幸洋でございます。

議第17号一般会計補正予算（第2号）に賛成の立場で討論に参加いたします。

今年2月の連合議会において、数名の議員より、2市1町のごみ処理計画の考えが一致していない中で、スケジュールどおりに事業を継続するのか、一旦立ち止まって課題に向き合い、市民に歓迎される事業の在り方を見詰め直すべきではないかとして、2023年度一般会計当初予算から施工監理業務委託費の債務負担行為1億9,300万円が削除されました。今回、2億1,236万9千円が提案されているわけですが、前回の提案の際、執行部の説明にも不足があったとして、疑義解決のための勉強会や全員協議会が数回開催されましたが、予定された当日、残念ながら所用により一部の議員が欠席されるなど、現在まで全ての議員の理解を得られていないようです。しかし、私たち議員は、天草市、上天草市、苓北町から排出される一般廃棄物を合理的、経済的かつ衛生的に処理するための新たな広域ごみ処理施設を整備することに賛成するとして、各議会において同文議決し、この事業を進めることで一致しているはずです。最終的にこの施工監理業務委託費が可決されず、事業自体が数年遅れるとなると、建設資材等の物価高騰により多額の建設費になることが予想され、そのことにより国からの補助金もどうなるのか分からなくなり、各市と町の負担金がさらに大きなものになると考えられます。また、遅れるどころか、この事業自体が白紙撤回となると、現在のごみ処理施設を補修して運用しなければなりません。しかし、維持補修費をかけて使用しても、老朽化した施設は現在の予測では約10年が限度ではないかと言われております。膨大な維持補修費をかけ、約10年使用しても、結局は新施設を建設しなければなりません。結果的に維持補修費と資材高騰によって跳ね上がった建設費を含めると、多額な事業費になることが大いに想像できます。

また、一番大事なことですが、建設予定地の楠浦地区の皆さんのこれまで寛大なご理解とご協力があり、この事業が進められてきましたが、ここでもし白紙撤回になるようなことになれば、次回の建設予定地としてご協力いただけるかも分からなくなります。この楠

浦地区の皆さんの厚意を決して無駄にしないよう、私たち議員は大いに配慮し、結論を出さなければならないと考えます。これ以上事業を遅らせることによって、2市1町の市民、町民の皆さんに有益になるとは私には考えられません。よって、予定どおり新ごみ処理施設の完成を望み、本案に賛成をいたします。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（若山敬介君）以上で10番野崎幸洋君の討論を終わります。

失礼いたしました。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論がなければ、これで討論を終了いたします。

議第17号を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（若山敬介君）起立少数であります。よって、原案は否決されました。

日程第5 継続調査について

○議長（若山敬介君）日程第5、継続調査について。

継続調査についてお諮りいたします。

議会運営委員長より、所管事務について閉会中の継続調査の申出がっております。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

閉 会

○議長（若山敬介君）以上で本臨時会に提出されました案件全部を議了いたしました。

これをもちまして議事を閉じ、令和5年第3回天草広域連合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時01分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 若 山 敬 介

議 員 桑 原 千 知

議 員 濱 洲 大 心